

令和９年度自動車税納税通知書等印字・封入封緘業務委託 入札説明書

令和９年度自動車税納税通知書等印字・封入封緘業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、以下10に掲げる部局等に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名称

令和９年度自動車税納税通知書等印字・封入封緘業務

(2) 業務内容

「令和９年度自動車税納税通知書等印字・封入封緘業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和９年１０月３１日まで

(4) 納入期限

帳票ごとに、仕様書で定める期限

(5) 納入場所

宮崎県総務部税務課、宮崎県税・総務事務所ほか６事務所及び宮崎中央郵便局

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(6)の要件の全てを満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和４６年宮崎県告示第９３号）に基づき、競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。

(2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和４６年宮崎県告示第９３号）に基づく資格停止を受けてないこと。

(3) 過去にGS1-128（UCC/EAN128）バーコード及び地方税統一QRコード（eL-QR）を採用した納付書等を作成し、納品した実績があること。

(4) 過去に日本郵便株式会社が定めるカスタマーバーコードを採用した納付書等を作成し、納品した実績があること。

(5) 帳票等作成以降の業務（データ印字、封入封緘及び圧着の一連処理）については、一作業場において処理できること。ただし、この作業場は九州島内に構えていることを要し、個人情報保護の目的から、当該業務の第三者への委託は認めない。

(6) プライバシーマークを取得している者であること。

3 入札参加資格の確認

この競争入札に参加しようとする者は、上記2の資格要件を満たすことを証明する書類を、別記様式1及び様式2により提出しなければならない。

なお、提出期限、提出場所及び提出方法は、以下のとおりとする。

(1) 提出期限

令和8年8月17日（月）午後5時

(2) 提出場所

宮崎県総務部税務課

宮崎市橘通東2丁目10番1号

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものを有効とする。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年8月18日（火）までに通知する。

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

ただし、本件入札に関する質問は、令和8年8月17日（月）午後5時まで随時受け付ける。

5 入札

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和8年8月20日（木）午後3時

場所 宮崎県庁 7号館733会議室 宮崎市旭1丁目3番6号

(2) 入札に参加する者は、入札書（別記様式3）を持参により提出しなければならない。

郵送、電話、ファクシミリ等その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式4）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(4) 入札書は封筒に入れ、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札書の表記金額は訂正できない。

(6) 競争入札参加者又はその代理人は、提出済の入札書の書き換え、引き替え又は撤回

をすることができない。

- (7) 競争入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付は免除される。

- ア 宮崎県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

見積金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付は免除される。

- ア 宮崎県を被保険者とする履行保証契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、その納入実績報告書（別記様式5）を提出する場合

7 入札の効力

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

8 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に入札をしなかった者
- (3) 連合その他不正な行為があった入札をした者
- (4) 7の規定により無効となった者

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上であるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県総務部税務課 地方税徴収対策担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号（0985）26－7020

11 その他

契約金額のうち、令和9年3月31日までに納入期限を迎える部分の金額については、令和8年度宮崎県一般会計予算の範囲内とする。